



沖縄労働局発表
令和6年10月1日

担当	沖縄労働局労働基準部賃金室 室長 崎原 恵利子 室長補佐 喜友名 智美 電話：098 - 868 - 3421
----	--

令和6年度沖縄県最低賃金改正【896 952円】周知に係る 街頭キャンペーンの実施について（取材依頼）

令和6年度の沖縄県最低賃金は、令和6年10月9日（水）から発効します。

沖縄労働局（局長 柴田 栄二郎）では、県内で働く労働者及び使用者を始め、広く県民に周知するため、沖縄県、労使団体の協力の下、下記により街頭キャンペーンを実施いたしますので、周知へのご協力、取材方、お願いいたします。

なお、関係機関と取りまとめた「沖縄県版支援パッケージ」について、現在、関係団体等に周知を図っています（別添1参照）。

趣 旨

沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。沖縄労働局では、沖縄県最低賃金を広く県民に周知を行い、改正されたことを知らないことによる法令違反が生ずることがないように、本街頭キャンペーンを始め、労働局長及び労働局幹部が積極的に周知を行います。

1 街頭キャンペーン実施内容

(1) 実施年月日 令和6年10月1日（火）17:00～18:00

(2) 実施場所 県庁（県民広場）前付近

(3) 参加・協力機関 沖縄県、沖縄県経営者協会、沖縄県商工会連合会、連合沖縄、
沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県商工会議所連合会

(4) 内 容

開会セレモニー（17:30開始予定）

沖縄労働局長挨拶

沖縄県（商工労働部 産業雇用統括監）挨拶

労働者団体代表（連合沖縄）挨拶

セレモニーをはさみ、沖縄労働局長を先頭に、参加・協力機関の協力を得て
通行人へ改正された「沖縄県の最低賃金」（ポケットティッシュ等）の配布による
周知の取組みを行います。

(その他)

令和 6 年度最低賃金改正周知に係る街頭キャンペーンスケジュール

1 . 本島北部地区

日時： 令和 6 年 10 月 3 日 (木) 17 : 30 ~

場所： 名護市大北 5 丁目交差点付近

参加： 連合沖縄北部地区協議会、名護労働基準監督署

2 . 本島中部地区

日時： 令和 6 年 10 月 8 日 (火) 17 : 30 ~

場所： 沖縄市胡屋十字路付近

参加： 連合中部地区協議会、沖縄労働基準監督署

3 . 宮古地区

日時： 令和 6 年 11 月 23 日 (土) 13 : 00 ~

場所： 産業まつり会場(宮古島市役所市民広場)

参加： 連合沖縄宮古地区協議会、宮古労働基準監督署

【他団体等周知協力要請訪問】

日時： 令和 6 年 11 月 22 日(金)

訪問先予定

宮古島市役所、宮古商工会議所、伊良部商工会、
労働基準協会宮古支部、他

4 . 八重山地区

日時： 令和 6 年 10 月 5 日(土) 13 : 30 ~

場所： 石垣市内、産業まつり会場(石垣市中央運動公園屋内練習場)

参加： 連合沖縄八重山地区協議会、八重山労働基準監督署

【他団体等周知協力要請訪問】

日時： 令和 6 年 10 月 4 日(金)

訪問先予定

石垣市役所、石垣市商工会、竹富町商工会、竹富町役場、
労働基準協会八重山支部、他

内容は、それぞれセレモニーをはさみ、参加機関の協力を得て、通行人等へ改正された「沖縄県の最低賃金」(周知用ポケットティッシュ等)の配布による周知の取り組みを行う

沖縄県版支援パッケージ

～ 中小企業・小規模事業者の皆様、今すぐチェック！ぜひご利用ください～

(沖縄県最低賃金は、令和6年10月9日(水)から時間額952円が適用されます。)

最低賃金引上げ・賃金引上げ支援策



業務改善助成金

業務改善助成金とは、

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

対象事業者・申請の単位

- ・中小企業、小規模事業者であること
 - ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
 - ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
 - ・申請期限は、令和6年12月27日まで。事業完了期限が、令和7年1月31日まで。
- 詳しくは、下記QRコードから内容をご覧ください。

事業場内最低賃金の
引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

業務改善助成金の申請方法等、詳しくはコールセンターまたはHPでご確認ください。

コールセンター 0120-366-440 8:30～17:15 (平日のみ)

厚生労働省 HP

業務改善助成金 検索



キャリアアップ助成金【賃金規定等改定コース】

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者等の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。「賃金規定等改定コース」は、有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が3%以上5%未満の場合、中小企業5万円(大企業3万3000円)

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が5%以上の場合、中小企業6万5000円(大企業4万3000円)

1年度1事業場あたりの支給申請上限人数は、100人

詳しくは、助成金センター 098-868-1606 8:30～17:15 (土日祝日を除く)

中小企業省力化投資補助金

IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金。補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合、補助上限額を引き上げ可能になる。

問い合わせ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター 0570-099-660

中小企業省力化補助金専用 HP <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 (IT 導入補助金)

業務の効率化や DX の推進、セキュリティ対策のための IT ツール等の導入費用を支援します。

<詳細> (赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

枠/ 類型	通常枠		インボイス枠 (インボイス対応に活用可能!)		複数社連携IT導入枠		セキュリティ 対策推進 枠		
			電子取引類型	インボイス対応類型					
補助 事業者	中小企業・ 小規模事業者等		大企業 等	中小企業・ 小規模事業者等					
補助額	5万円 ～ 150万 円 未満	150万 円～ 450万 円 以下	インボイス制度に 対応した 受発注ソフト ～350万円	インボイス制度に 対応した会計・受 発注・決済ソフト 50万円 以下	50万円 超 ～ 350万 円	PC・ タブレッ ト等 ～10 万円	レジ・ 券売機 等 ～20 万円	(1)インボイス枠インボイス対応 類型の対象経費 (左記同様) (2)消費動向等分析経費 ^(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5 、3/4 (※2)	2/3 (※3)	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応 類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助 対象 経費	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用料 (最大2年分)、 導入関連費		クラウド利用料 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費				サーバ・セキュ リティサービス利 用料(最大 2年分) (※4)	

- (1) 消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。
- (2) 小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率3/4。
- (3) 補助金額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4(小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。
- (4) (独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス
詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

問い合わせ

IT 導入補助金 2024 事務局

0570-666-376 9:30～17:30 (土・日・祝日及び年末年始を除く)

IT 導入補助金 HP <https://it-shien.smrj.go.jp/>



[IT 導入補助金 HP]

中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除。

適用期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

詳細は、下記またはHPでご確認ください。

中小企業税制サポートセンター

03 - 6281 - 9821 平日 9:30 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00

HP <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

中小企業税制サポートセンターにおいては、制度の概要等についてご案内します(個々の事例における税制の適用可否を判断するものではありません)。また、ご質問によっては確認が必要なため、回答までに1週間程度お時間を要する場合があります。



中小企業向け
賃上げ促進税制 HP

沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度

・金利優遇制度

・人材育成・人手不足対応等に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減する特例を設けることにより、沖縄の持続的な経済成長を支える人材の確保・育成並びに雇用環境の改善などを促進する制度です。

問い合わせ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785 中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604 ・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446 ・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

HP https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6pannhu_tyuusyou.pdf

賃上げ貸付利率特例制度

・金利優遇制度

・雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増額する見込みのある方に対し、金利を優遇する制度です。

問い合わせ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785 中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604 ・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446 ・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

HP 中小企業資金:https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6pannhu_tyuusyou.pdf

生業資金:https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6pannhu_seigyoku.pdf

働き方改革推進支援資金（中小企業資金）

融資制度（中小企業向け）

非正規雇用の処遇改善への取組みや長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、女性従業員及び若者従業員の活用促進等を支援する制度です。

支援内容

ご融資の限度額	中小企業資金	7億2000万円
ご返済期間	設備投資	20年以内(うち据置期間2年以内)
	運転資金	7年以内(うち据置期間2年以内)

問い合わせ先

対象者の要件等については、下記「ご利用の窓口」までお問い合わせください。

沖縄振興開発金融公庫

・本店 融資第二部	中小企業融資第一班	098-941-1785
	中小企業融資第二班	098-941-1795
・中部支店	業務第一課・第二課	098-989-6604
・北部支店	業務課	0980-52-2338
・宮古支部	業務課	0980-72-2446
・八重山支店	業務課	0980-82-2701

HP: https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6panhu_tyuusyou.pdf

沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度

金利優遇制度

ひとり親家庭の就労支援に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減することにより、沖縄の地域課題である子供の貧困問題の解消及び雇用環境の改善を促進する制度です。

支援内容

特例の対象となる

要件に応じて、貸付利率を最大0.5%まで控除

お問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫

・本店 融資第二部	中小企業融資第一班	098-941-1785
	中小企業融資第二班	098-941-1795
・中部支店	業務第一課・第二課	098-989-6604
・北部支店	業務課	0980-52-2338
・宮古支部	業務課	0980-72-2446
・八重山支店	業務課	0980-82-2701

HP: 中小企業資金: https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6panhu_tyuusyou.pdf

生業資金: https://www.okinawakouko.go.jp/user/files/files/pamph./R6panhu_seigyoushou.pdf



沖縄県所得向上応援企業認証制度

支援の概要

従業員の給与所得向上等に積極的に取り組む企業を「沖縄県所得向上応援企業」として認証します。

認証式やシンポジウム等を通じて認証企業をPRします。

認証企業は、制度のマークを使用することができ、求人者や取引先等に認証企業であることをPRすることができます。

認証企業に対して、奨学金返還支援制度における補助率及び補助上限額の引き上げを行います。

詳細は、下記またはHPでご確認ください。

所得向上応援企業認証制度運営事務局(おきぎん経済研究所内)

098-869-8711

メールアドレス oei-12@okinawa-bank.co.jp

HP <https://www.shotokukojo.okinawa/>



沖縄働き方改革推進支援センター

社会保険労務士等の専門家が、働き方改革に関する様々な課題、職場環境の整備・社員待遇改善など事業主の相談にワンストップ、無料に対応します。

企業への訪問相談サービスも行っています。

相談対応例：賃金引き上げの環境整備、人材確保、人材育成、同一労働同一賃金 等々

詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

0120-420-780 9:00～17:00 年末年始を除く。

HP <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/okinawa/>

メールアドレス okinawa@task-work.com

【沖縄労働局委託事業】(委託先:株式会社 タスクール Plus)

沖縄県よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は、中小企業、小規模事業者等からの経営上のあらゆる相談に応えるため、国が全国47都道府県に設置している無料の経営相談所です。

詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

連絡先 098-851-8460

月～金 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00 定休日:日曜・祝祭日

メールアドレス contact@yoroazu-okinawa.go.jp

HP <https://yoroazu-okinawa.go.jp>



【よろず支援拠点】

中小企業等経営革新強化支援事業

新商品の開発や新たなサービスの提供、新分野への進出などの経営革新にチャレンジする中小企業の計画を承認し、支援する。計画の承認後は、政府系金融機関の低金利融資制度等の支援を活用することができる。

【問い合わせ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班 098-866-2343

公益財団法人沖縄県産業振興公社経営支援課 098-859-6237

沖縄県 HP: <https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/shien/1010056/1022724/1025044/1010070/index.html>

沖縄県産業振興公社 HP: <https://okinawa-ric.jp/service/post-10.html>



企業研修・リスキリング実践支援事業

県内企業の「稼ぐ力」を強化するため、産業人材の育成に取り組む企業への補助に加え、専門家による人材育成計画策定の支援等を実施する。

【問い合わせ先】

沖縄県商工労働部労働政策課 098-866-2366

公益財団法人沖縄県産業振興公社事業支援課 098-859-6236

HP: <https://redeoki.com/>



中小企業総合支援事業

支援の概要

中小企業者や創業予定者などの経営上の課題や取組等に対し、窓口相談や専門家派遣等のワンストップサービスを提供する。

事業一覧：窓口相談、専門家派遣、課題解決支援、離島支援
販路開拓、情報提供

詳細は、下記または HP でご覧ください。

沖縄県産業振興公社（中小企業支援センター 098-859-6237）

HP: <https://okinawa-ric.jp/service/post-39.html>



賃金引き上げ特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

詳しくは、右記 QR コードから内容をご覧ください。

最低賃金特設サイト

検索

